

- 177〔1〕青森市総合計画審議会条例
- 178〔2〕青森市総合計画策定要領
- 180〔3〕青森市総合計画審議会運営要綱
- 182〔4〕策定経過
- 183〔5〕青森市総合計画審議会 委員名簿
- 184〔6〕諮問・答申書
- 185〔7〕あおもり未来ミーティング（ワークショップ形式）
- 186〔8〕地域説明会・学生説明会
- 187〔9〕わたしの意見提案制度（パブリックコメント）
- 188〔10〕青森市総合計画 基本構想【概要版】
- 189〔11〕青森市総合計画 前期基本計画【概要版】
- 191〔12〕統計データで見る青森市の現状

資料編



1 青森市総合計画審議会条例

平成十七年六月三十日 条例第二百三十五号

(趣旨) 第一条	この条例は、青森市総合計画審議会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。
(設置) 第二条	青森市の総合的なまちづくりに関する計画及び市政振興に関する事項(以下「総合計画等」という。)について、調査及び審議するため、青森市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務) 第三条	1 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画等について調査及び審議し、その結果を答申する。 2 審議会は、総合計画等について必要があると認めるときは、市長に意見を具申することができる。
(組織等) 第四条	審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。 一 学識経験を有する者 二 その他市長が必要と認める者 2 委員は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 3 市長は、委員が心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めるときは、これを解嘱することができる。
(会長) 第五条	審議会に会長一人を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(会議) 第六条	審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委任) 第七条	この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附則 (施行期日)	この条例は、公布の日から施行する。

2 青森市総合計画策定要領

第1 策定の趣旨

本市では、「市民力+民間力 AOMORI 次なる舞台へ」のスローガンのもと、市長公約である「みんなで未来を育てるまち」青森市を創造していくため、「仕事をつくる」、「人をまもり・そだてる」、「まちをデザインする」の3つの柱に基づき、様々な政策に取り組んでいくこととしており、その着実な実現に向け、新たに令和6年度を始期とする基本構想とそれに基づく前期基本計画を策定する。

第2 策定の基本的方針

本市において総合的かつ計画的な行政運営を図るため、次の方針のもと、本市のまちづくりの最上位の指針として青森市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定する。

- (1) 概ね10年後を展望したものとする。
- (2) 社会経済情勢の変化に的確に対応したものとする。
- (3) 土地利用の方向性を含むものとする。
- (4) 国、県計画等との整合性を考慮するものとする。
- (5) 市議会との連携を図るとともに、市民の意見を反映したものとする。

第3 総合計画の構成、期間等

- (1) 基本構想
令和6年度を初年度とし、目標年次を10年後の令和15年度に置き、本市の目指すべき将来像を描くこととする。
- (2) 基本計画
基本構想に掲げた将来都市像を実現するための具体的な取組を取りまとめ、計画期間は、前期5年(令和6～10年度)、後期5年(令和11～15年度)の10年間とする。

第4 策定体制

(1) 審議会

- ①青森市総合計画審議会（以下「審議会」という。）
青森市総合計画審議会条例に基づき、市長が委嘱する委員で組織し、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な事項を調査・審議し、市長に答申する。
- ②青森市総合計画審議会分科会（以下「分科会」という。）
審議会に第1分科会、第2分科会、第3分科会及び総括分科会を設置し、各行政分野について専門的に調査・審議及び調整する。

- (2) 市民意見の反映
地域説明会、わたしの意見提案制度等により、総合計画に市民意見を十分に反映させる。

- (3) 市議会
総合計画の策定過程において、市議会議員への経過報告及び意見聴取を行う。

- (4) 庁議
計画案について、庁内の最終的な合意形成を図る。

- (5) 庶務
総合計画の策定にかかる庶務は、企画部企画調整課で処理し、現総合計画のフォローアップ、各分野に関する基礎資料の検討・作成のほか、連絡調整を行う。

- (6) 会議の公開
審議会、分科会の会議については、原則公開で行うこととする。

第5 策定期間

総合計画の策定は、この要領決定の日から令和6年度内を目途とする。

第6 その他

- (1) 進行管理等
総合計画の策定後の運用及び進行管理等に関し必要な事項は、策定過程において定める。

- (2) その他
総合計画の策定過程において、関係する法令改正等があった場合、この要領にかかわらず、柔軟に対応することとする。

3 青森市総合計画審議会運営要綱

- (趣 旨)
第1条
この要綱は、青森市総合計画審議会条例（平成17年青森市条例第235号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、青森市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (委員の定数)
第2条
審議会は、委員20人程度をもって組織する。

- (分科会等の設置)
第3条
1 審議会に、条例第2条に規定する市の総合的なまちづくりに関する計画（以下「総合計画」という。）について専門的に調査審議させるため、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の調査審議事項は、当該分科会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	調査審議事項
第1分科会	産業・雇用、観光及び農林水産業に関する事項
第2分科会	子育て支援、スポーツ、健康づくり、障がい者福祉、高齢者福祉、男女共同参画、防災・雪対策（地域防災・克雪体制）、文化及び市民協働に関する事項
第3分科会	まちづくり、防災・雪対策（都市基盤整備・除排雪）及び環境に関する事項

- 2 審議会に、前項に規定する分科会を総括・調整させるため、総括分科会を置く。
- 3 前項の総括分科会は、審議会の答申書を起草し、及び人口・経済等に関する事項を調査審議する。
- 4 審議会会長は、第1項又は前項に規定する事項以外の事項を調査審議させるため、必要があると認めるときは、その他の分科会を置くことがある。

(分科会の委員等) 第4条	1	前条第1項に規定する分科会の委員は、審議会に属する委員のうちから、審議会会長が条例第6条第1項の会議(以下「審議会会議」という。)に諮って指名する。
	2	前条第1項の表に掲げる分科会ごとに分科会会長を置き、当該分科会の委員のうちから、審議会会長が審議会会議に諮って指名する。
	3	分科会会長は会務を総理し、当該分科会を代表する。
(総括分科会の委員等) 第5条	1	第3条第2項に規定する総括分科会の委員は、審議会会長及び前条第2項の規定により置かれる分科会会長をもって充てる。
	2	総括分科会に総括分科会会長を置き、審議会会長をもって充てる。
	3	総括分科会会長は会務を総理し、総括分科会を代表する。
(会議) 第6条		分科会及び総括分科会の会議については、条例第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会及び総括分科会」と、「会長」とあるのは「分科会会長及び総括分科会会長」と読み替えるものとする。
(庶務) 第7条		審議会並びに分科会及び総括分科会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。
(委任) 第8条		この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
附則		
(実施期日)	1	この要綱は、令和5年10月3日から実施する。
(失効)	2	この要綱は、条例第4条第2項に規定する委員の解嘱の日限り、その効力を失う。

4 策定経過

年月日	経過内容
令和5年10月3日	青森市総合計画策定要領 制定
	青森市総合計画審議会運営要綱 制定
令和5年10月30日	青森市総合計画審議会 組織会 開催
	第1回 青森市総合計画審議会 総会 開催[諮問]
	第1回 青森市総合計画審議会 各分科会 開催
令和5年11月3日	あおり未来ミーティング(ワークショップ形式) 開催
令和5年11月27日	第2回 青森市総合計画審議会 各分科会 開催
令和5年12月27日	第1回 青森市総合計画審議会 総括分科会 開催
令和6年1月25日、26日	第3回 青森市総合計画審議会 各分科会 開催
令和6年2月19日	第2回 青森市総合計画審議会 総括分科会 開催
令和6年3月22日	第2回 青森市総合計画審議会 総会 開催
	青森市総合計画 基本構想[答申]
令和6年4月8日～15日	青森市総合計画 基本構想(素案) 地域説明会にて意見拝聴
令和6年4月16日、19日	青森市総合計画 基本構想(素案) 学生説明会にて意見拝聴
令和6年4月25日、26日	第4回 青森市総合計画審議会 各分科会 開催
令和6年5月27日、28日	第5回 青森市総合計画審議会 各分科会 開催
令和6年6月26日	令和6年第2回青森市議会定例会にて青森市総合計画 基本構想 議決
令和6年6月27日	第3回 青森市総合計画審議会 総括分科会 開催
令和6年7月19日	第3回 青森市総合計画審議会 総会 開催
	青森市総合計画 前期基本計画[答申]
令和6年8月1日～31日	青森市総合計画 前期基本計画(素案) に対する私の意見提案制度(パブリックコメント) 実施
令和6年9月27日	令和6年度第6回定例庁議にて青森市総合計画 前期基本計画 決定

5 青森市総合計画審議会 委員名簿

(任期:令和5年10月30日～令和6年7月19日)

分科会	役 職	氏 名 ※敬称略	職 業 等 ※任用時点
—	会 長	かみやま ひろし 神山 博	公立大学法人青森公立大学 学長
第1分科会	分科会会長	たけうち のり と 竹内 紀人	学校法人青森田中学園 青森中央学院大学 経営法学部教授
		いしおか ゆ か こ 石岡 有佳子	(公募)
		さ と う けんいち 佐藤 健一	公益社団法人青森観光コンベンション協会 会長
		ふく し おさ み 福士 修身	青森市農業委員会 会長
		もり よう 森 庸	青森商工会議所 副会頭
第2分科会	分科会会長	こ だま ひろ こ 児玉 寛子	公立大学法人青森県立保健大学 健康科学部教授
		かきざき やすあき 柿崎 泰明	一般財団法人青森市スポーツ協会 理事長
		きたばたけ しげ お 北畠 滋郎	一般社団法人青森市医師会 会長
		さ さ き しげみつ 佐々木 重光	青森市町会連合会 会長
		さ と う よう こ 佐藤 洋子	青森市保育連合会 会長
		つ し ま あき ほ 對馬 明帆	青森市民生委員児童委員協議会 会長
		なり た いく ま 成田 幾末	社会福祉法人青森市社会福祉協議会 会長
第3分科会	分科会会長	はりやま ひでかず 張山 英和	(公募)
		さ さ き じゅんいち 佐々木 淳一	学校法人青森山田学園 青森大学 副学長(社会学部教授)
		お さ ない けい こ 小山内 敬子	特定非営利活動法人青森県防災士会 代表理事
		さ と う かずなり 佐藤 一成	(公募)
		たち き しょういちろう 立木 祥一郎	合同会社 tecolLC 代表
		ほん だ あきひろ 本田 明弘	公立大学法人青森公立大学 教育担当特別教授

6 諮問・答申書

諮 問	
青森市総合計画審議会 会長 神山 博 様	青市企画第153号 令和5年10月30日
青森市長 西 秀記	
青森市総合計画について(諮問)	
この度、本市の更なる進化と発展を目指し、「市民力+民間力 AOMORI 次なる舞台へ」のスローガンのもと、「みんなで未来を育てるまち」青森市の創造へ向けて、その「新たなまちづくり」の基本となる総合計画を改定することといたしましたので、貴審議会に下記事項を諮問します。	
記	
1 基本構想	
2 基本計画	

答 申 書

答 申 書

令和6年3月22日

青森市長 西 秀記 様

青森市総合計画審議会
会長 神山 博

青森市総合計画 基本構想について(答申)

令和5年10月30日に諮問を受けました青森市総合計画の基本構想について、別紙のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

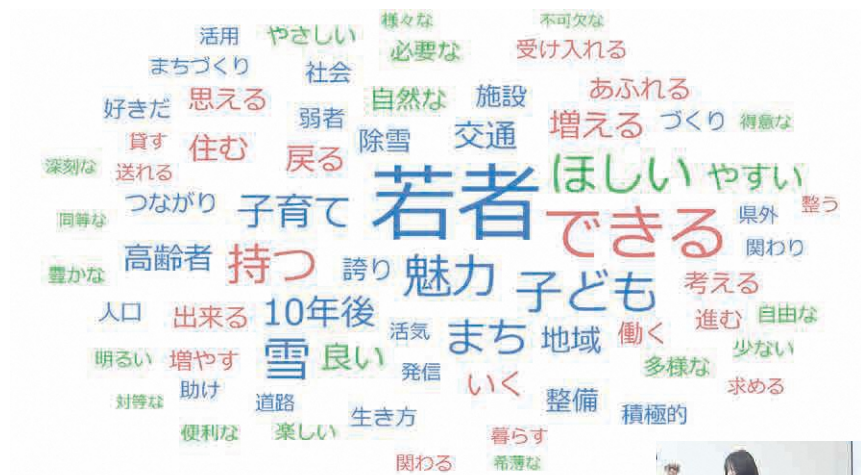
答 申 書	
青森市長 西 秀記 様	令和6年7月19日
青森市総合計画審議会 会長 神山 博	
青森市総合計画 前期基本計画について(答申)	
令和5年10月30日に諮問を受けました青森市総合計画の前期基本計画について、別紙のとおり取りまとめましたので、答申いたします。	



(基本構想答申後、意見交換する神山会長と西市長)

7 あおもり未来ミーティング（ワークショップ形式）

目 的	本市の新たなまちづくりの指針となる青森市総合計画 基本構想の策定に当たり、あおもり未来ミーティングをワークショップ形式で開催し、個人では生み出せない未来志向の新たなアイデアを市民の皆様から御提案いただくこととしました。
テーマ	10年後の青森市の未来
開催日時等	令和5年11月3日（金・祝）13:30～ 青森市役所本庁舎3階 会議スペース 参加者：82名 ※高校生、大学生、移住者、起業者、働く女性、町会関係者ら多くの市民の皆様にご参加いただきました。
寄せられた意見	240件の御意見をいただきました。
意見の反映方法	テキストマイニング（御意見に頻出した単語を図示したもの）により抽出した言葉の中から、まちづくりの大きなテーマである「若者」「魅力」「誇り」について、将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に向けて取り組むための基本視点としました。



（あおもり未来ミーティングの様子）

8 地域説明会・学生説明会

目 的	本市の新たなまちづくりの指針となる青森市総合計画 基本構想（素案）がまとまったことから、地域説明会、学生説明会を開催し、基本構想（素案）に対する御意見を広く市民の皆様から募集することとしました。		
対象案件	青森市総合計画 基本構想（素案）		
開催期間	令和6年4月8日（月）から令和6年4月19日（金）まで		
開催日時等	[地域説明会] 4月8日（月）18:00～ 南部地域（大野市民センター） 参加者：21名 4月9日（火）18:00～ 東部地域（東部市民センター） 参加者：19名 4月10日（水）18:00～ 中部地域（中央市民センター） 参加者：12名 4月11日（木）18:00～ 浪岡地域（浪岡中央公民館） 参加者：1名 4月12日（金）18:00～ 北部地域（北部市民センター） 参加者：9名 4月15日（月）18:00～ 西部地域（西部市民センター） 参加者：24名 [学生説明会] 4月16日（火）18:00～ 青森中央学院大学 参加者：18名 4月19日（金）16:20～ 青森公立大学 参加者：2名		
寄せられた意見	79件の御意見をいただきました。		

分 類	内 容	件 数
1 反映	記述の追加等、意見の全部又は一部を反映させるもの	3件
2 記述・整理済	記述しているもの、市の考え方が整理されているもの	17件
3 実施段階検討	実施段階で検討するもの	31件
4 反映困難	反映が困難なもの	0件
5 その他	上記以外のもの	28件
		計79件

9 わたしの意見提案制度（パブリックコメント）

目的 青森市総合計画 前期基本計画（素案）がまとまったことから、わたしの意見提案制度（パブリックコメント）を実施し、前期基本計画（素案）に対する御意見を広く市民の皆様から募集することとしました。

対象案件 青森市総合計画 前期基本計画（素案）

意見の募集期間 令和6年8月1日（木）から令和6年8月31日（土）まで

意見の募集方法 公表資料を市ホームページに掲載したほか、青森市企画部企画調整課（本庁舎2階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付けました。また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

意見の募集結果と策定した計画の公表 「提出された意見の概要と市の考え方」及び策定した「青森市総合計画 前期基本計画」を、市のホームページに掲載したほか、青森市企画部企画調整課（本庁舎2階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5か所）、各市民センター（11か所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館に備え付け、市民の皆様縦覧していただきました。

寄せられた意見 2件の御意見をいただきました。

分類	内容	件数
1 反映	記述の追加等、意見の全部又は一部を反映させるもの	0件
2 記述・整理済	記述しているもの、市の考え方が整理されているもの	2件
3 実施段階検討	実施段階で検討するもの	0件
4 反映困難	反映が困難なもの	0件
5 その他	上記以外のもの	0件
		計2件

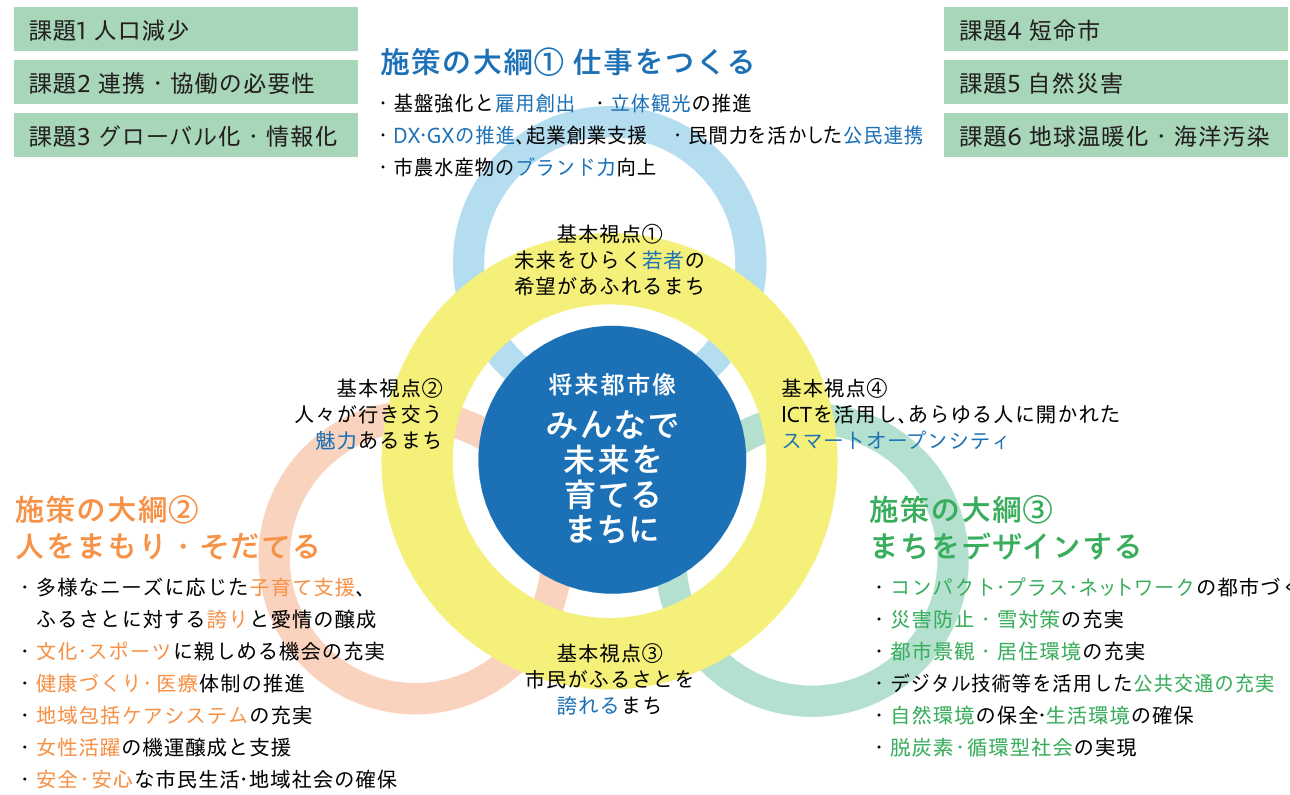
10 青森市総合計画 基本構想【概要版】

基本構想策定の目的 本市が将来に向けて目指すべき姿を市民と共有し、多様化・複雑化する地域課題の克服に向け、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、市民意見を反映しながら、総合的かつ計画的な行政運営を図る。

基本構想の期間 令和6年度から令和15年度までの10年間

青森市の特性 <人口>275,192人（2020年国勢調査）<自然>陸奥湾、八甲田連峰、梵珠山など<気候>冷涼型、特別豪雪地帯<都市機能>交通・行政・経済・文化の中心<産業構造>第3次産業に特化<祭・芸能>ねぶた、浪岡北畠まつりなど<名所>八甲田連峰 浅虫温泉、酸ヶ湯温泉など<史跡>三内丸山遺跡、小牧野遺跡など<著名人>棟方志功、淡谷のり子、三浦雄一郎など<名産品>りんご、コメ、ホタテ、ナマコなど<施設>ワ・ラッセ、中世の館など<公園>合浦公園、野木和公園など

本市の直面する諸課題 将来都市像 まちづくりの基本視点 施策の大綱 【概念図】



政策を実現するために

- 1.人材確保・育成と職場環境の整備による組織力向上
- 2.行財政改革による行政の進化
- 3.健全な財政運営
- 4.積極的な情報発信・市民の声を市政に反映
- 5.SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

前期基本計画とは

青森市総合計画基本構想に掲げた将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に向けた具体的な取組を示すもの。

前期基本計画の構成

各政策における「基本方向」、「現状と課題」、「施策の体系」、各施策における「主な取組」、「目標とする指標」で構成する。また、行政内部の取組として「政策を実現するために」を設ける。

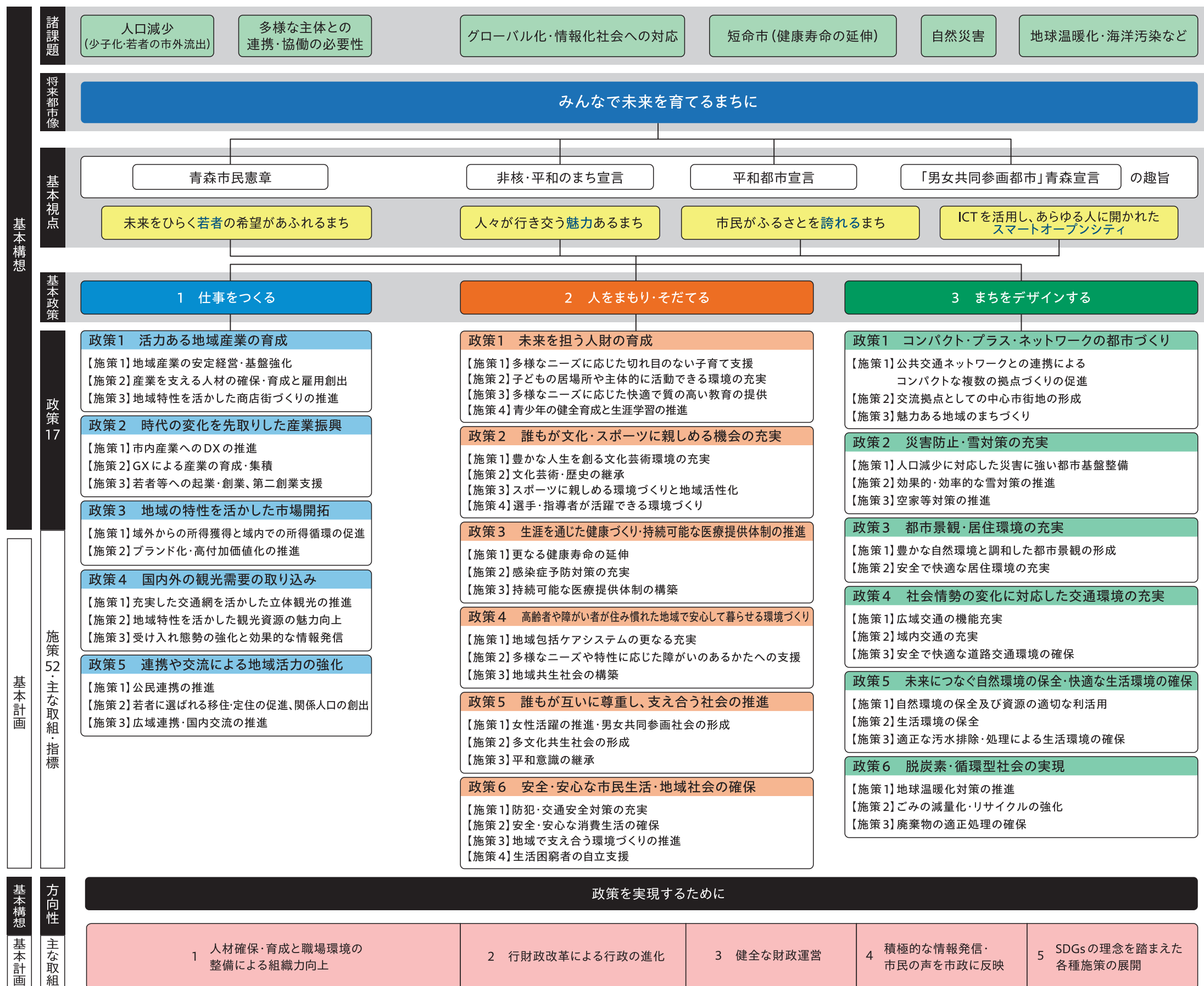
前期基本計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間(基本構想は令和6年度から令和15年度までの10年間)

前期基本計画の推進

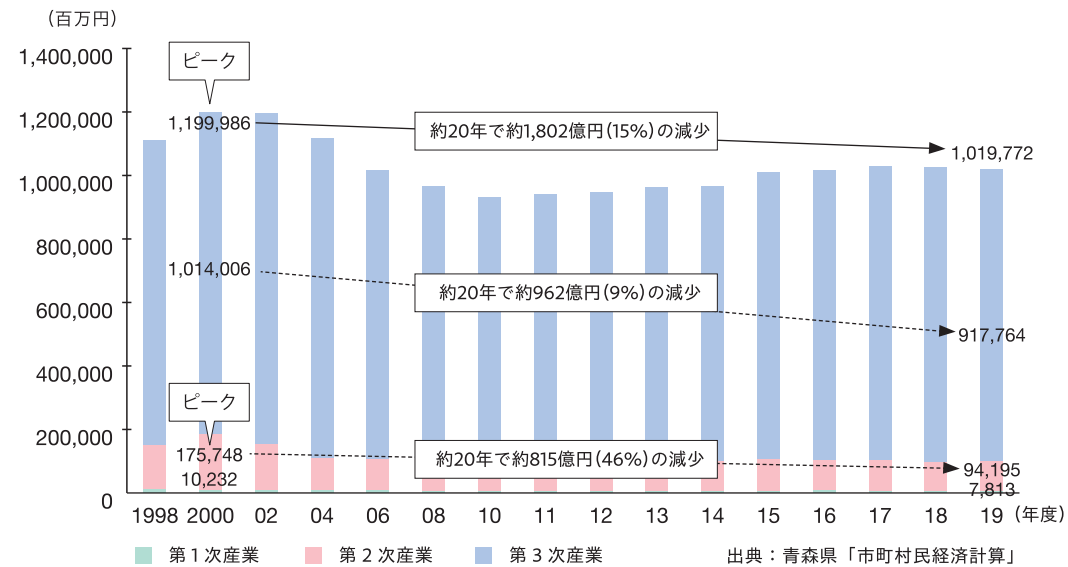
施策の進捗度を測定するため「目標とする指標」を全ての施策に設定し、指標の達成度など、施策の評価・検証を通じて、前期基本計画を着実に推進する。

青森市総合計画の体系図



12 統計データで見る青森市の現状

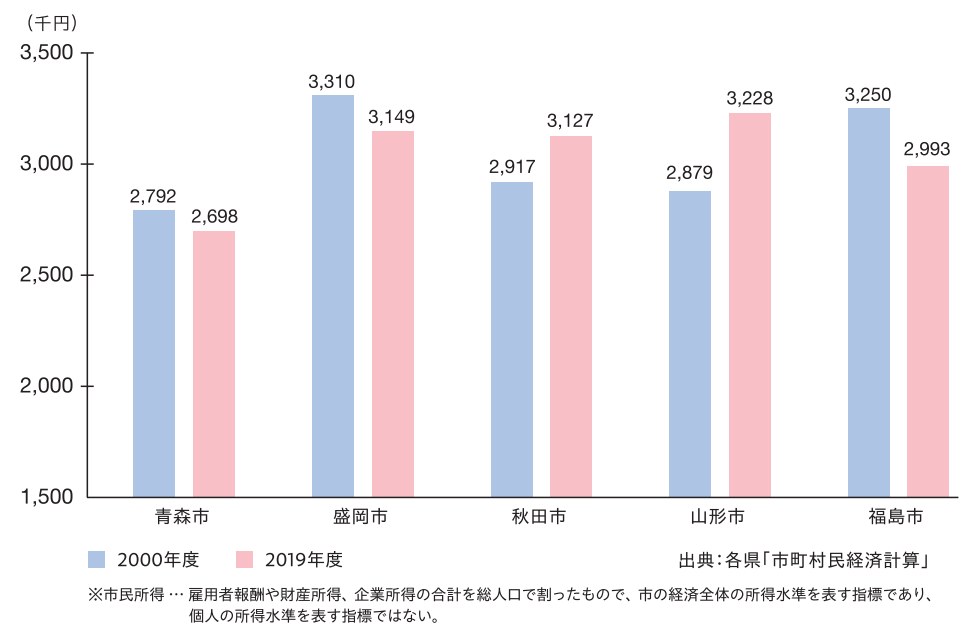
産業別市内総生産額の推移



ポイント

- ・総生産額は2000年度のピーク時から約1,802億円(15%)減少しています。
- ・産業別では第2次産業の減少率が大きく、2000年度のピーク時から約815億円(46%)減少しています。
- ・産業構造に大きな変化はなく、第3次産業の占める割合が高くなっています。

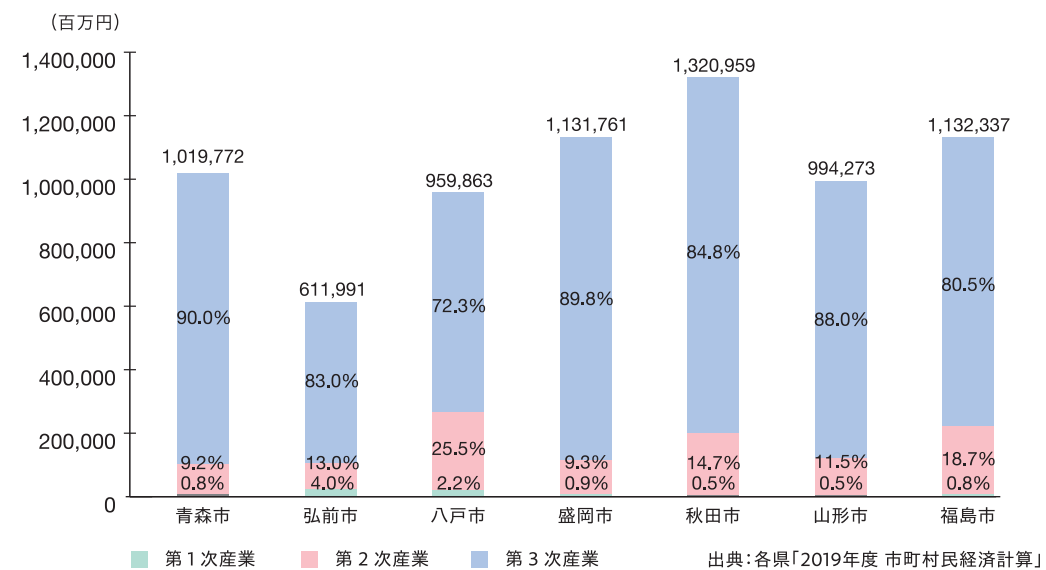
1人当たりの市民所得(他都市との比較)



ポイント

1人当たりの市民所得は、東北県庁所在都市(仙台市を除く)の中で最も低くなっています。

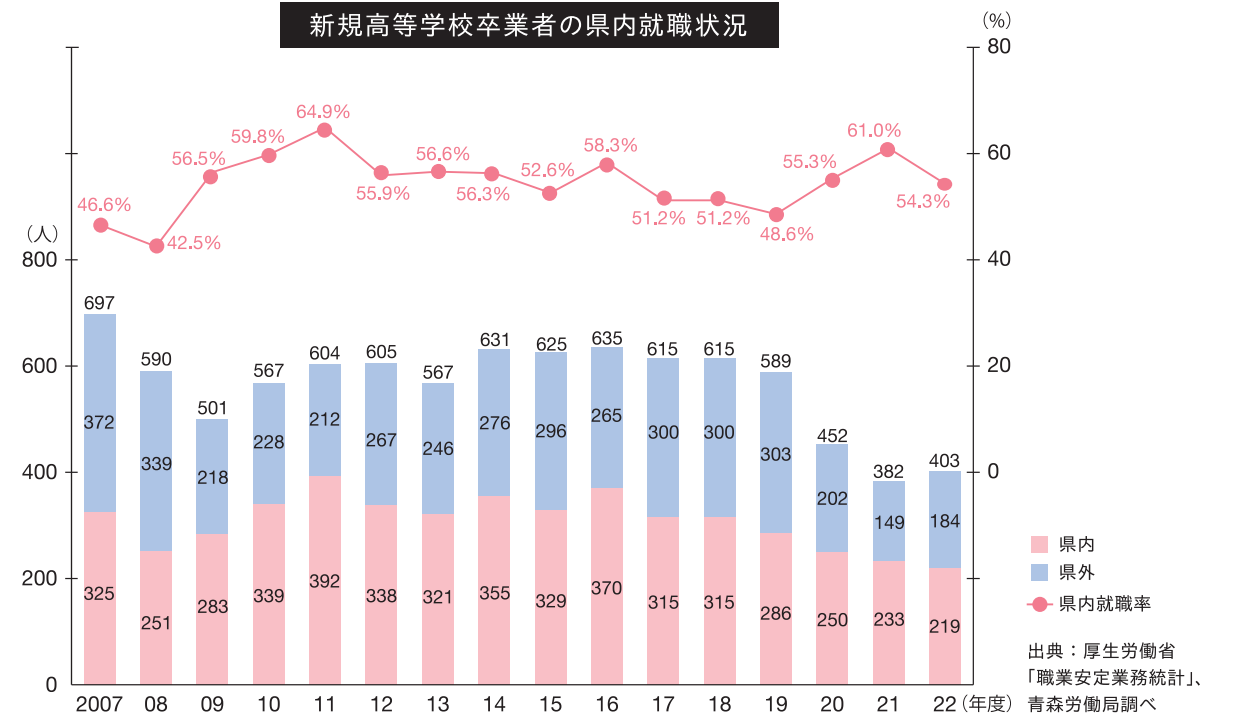
産業別市内総生産額(他都市との比較)



ポイント

市内総生産額の産業別割合は、県内3市及び東北県庁所在都市(仙台市を除く)と比較し、第2次産業の割合が最も低く、第3次産業の割合が最も高くなっています。

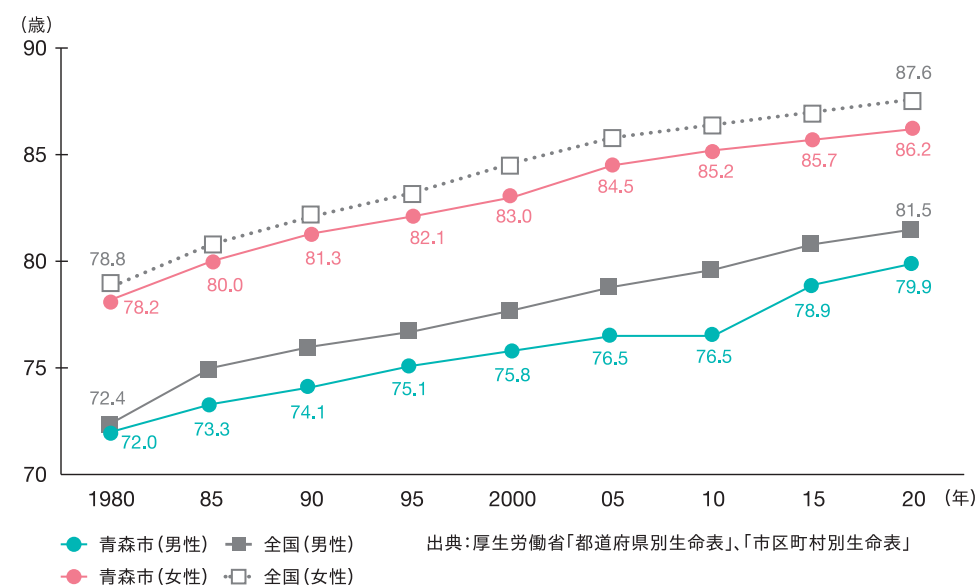
新規高等学校卒業者の県内就職状況



ポイント

新規高卒者の県内就職率は、過半数を超える傾向にあるものの、生徒数の減少が顕著となっており、就職者数は400人程度まで落ち込んでいます。

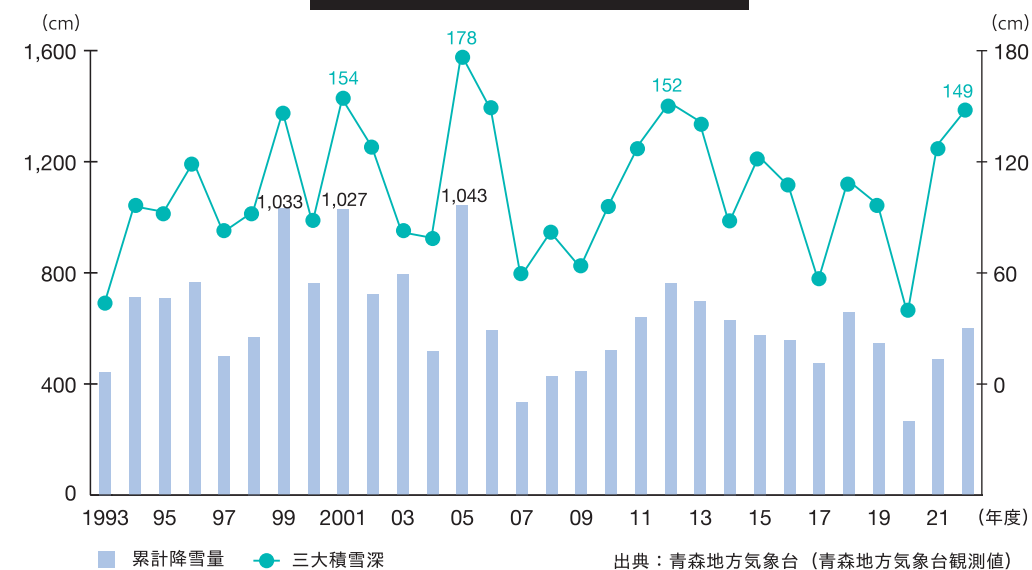
平均寿命の推移(全国との比較)



ポイント

2020年の本市の平均寿命は、男性・女性ともに上昇傾向で推移しているものの、全国平均と比較し、依然低い水準となっています。

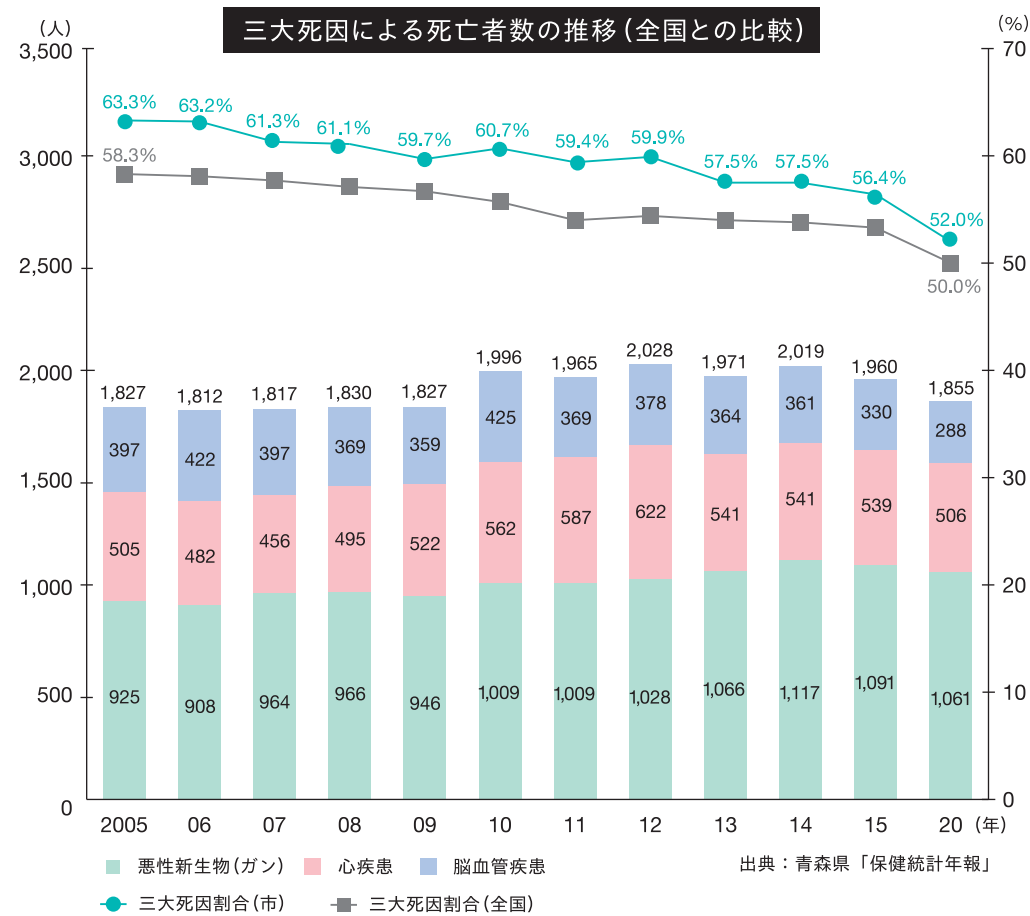
累計降雪量と最大積雪深の推移



ポイント

累計降雪量は概ね400～800cmの範囲で、最大積雪深は概ね50～150cmの範囲で推移しています。

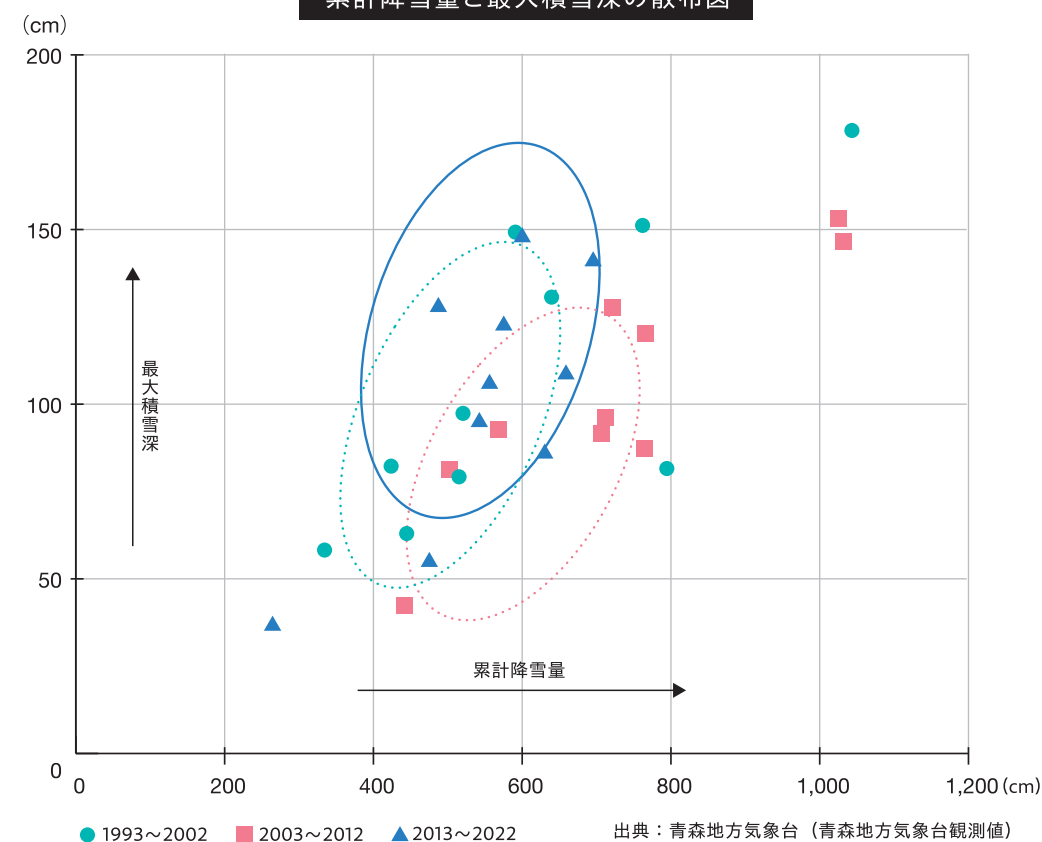
三大死因による死亡者数の推移(全国との比較)



ポイント

主要死因別死亡者数に占める三大死因(悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患)の割合は、低下傾向にあるものの、国と比較し、依然高い割合で推移しています。

累計降雪量と最大積雪深の散布図



ポイント

1993年度以降の10年ごとの累計降雪量と最大積雪深の関係をみると、累計降雪量に大きな変化が見られないのに対し、最大積雪深は増加傾向にあります。このことから、短期間に大量の降雪が観測される傾向に変化していると推測されます。

青森市総合計画

基本構想・前期基本計画

発行年月：2025年3月
発行：青森市
〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号
TEL：017-734-5168
<https://www.city.aomori.aomori.jp/>
青森市企画部企画調整課